

## 自分の暮らしは自分で決める

グループホーム「下宿屋」運営委員長

横田 弘

私たちが、「障害者も自分の考えで生きていってほしいんじゃない」という考え方で運動を始めたのは、今から二十四年前のことでした。きっかけとしては横浜市金沢区でおきた障害児殺しという悲しいできごとでした。「なんで障害児が殺されるの?」という素直な疑問から始まったこの運動も、やがて障害者自身が自分の考え方で、自分の生き方で、町の中の暮らしを始めない限り、本当に自由にはなれないんじゃないかという方向に進むようになってきたのです。

それまでの障害者の暮らしとは言えば、生まれる時から死ぬ時まで全部まわりの人たちの考え方によって決められてきたわけです。どこの保育園や学校へ行くかということから始まって、仕事を選ぶことも、どこに住むかということも、何を食べるか、どこへ行くかということまで、まわりの人の考え方で決められていました。町の中で暮らすのは無理だといわれた仲間たちは施設の中で暮らしていましたが、ここでは朝起きる時間からトイレの回数まで決められているという、およそ人間の生き方としては許されなことが平気で行われてきたのです。私たちは「もうそんな暮らしは嫌だ。自分の事は自分で決めたい。」という願いから、自分でアパートを探し

たり介助者を見つけたりしながら、「僕たちもこうやって生きることができるんだよ。」という姿をまわりの人たちに見せてきました。

まわりの人たちも私たちのそうした姿を見て、いろいろと手助けをしてくれるようになり、今ある地域作業所やグループホームが作られてきたのです。

しかし、ここで気をつけなければいけないことは、せっかくある作業所やグループホームが、いつの間にか障害者でないまわりの人たちの考え方によって動かされてしまうことなのです。

まわりの人たちも決して障害者のためにならないようなことをしようと考えているわけではありません。しかし、「障害者のために」という気持ちで、時によると障害者の考え方を押さえてしまうことがあるのです。いくら危なっかしく見えても、時には失敗することがあっても、私たちは自分が考えた生き方をしたいという気持ち強いわけです。

グループホーム「下宿屋」では、こうした考え方の中で全部のことを障害者自身が決めていきます。いろいろな失敗もあります。けれど人が生きるためには、そうしたことも大切な道順なのではないでしょうか。

「障害者のことは障害者が決める」少なくとも障害者の住むところは障害者自身の考え方で運営して行かなければならない。これがグループホームの基本認識であることをしっかりわかっていただきたいと思います。

# ゆめはまニ〇〇プラン基本計画案

## に対する見解

横浜市がこのたび発表したゆめはまニ〇〇プランについて、私たちグループホーム連絡会は今後の横浜市の障害者福祉の行く末に大きな不安を感じずにはいられません。

まず、このプランの策定過程に大きな問題があると考えます。横浜市は障害者の意見をアンケートや聞き取り調査によって聞いたと説明していますが、アンケートだけでは策定に当事者が参加したという事にはならないと思います。その結果、当事者不在の横浜市の姿勢はプラン全体に流れています。市民として障害者が求めるサービスとはかけはなれた計画が行政主導のもとでできあがってしまったことに心の底から憤りを感じます。長期計画という性格からして今後の障害者の生活に大きな影響を

与えるにもかかわらず、当事者を含めた検討委員会を設けなかったことは大きな問題です。あるサービスを実施するにしても、どのような形で実施すれば障害者の生活に最も役立つサービスとなるのかについては当事者と検討することが一番の確かな方法ではないでしょうか。

またこのプランが発表されてからの対応にも大きな問題があると考えます。6月9日に全体説明が行なわれて、意見を述べる期間が7月20日までという短さ。さらに関心を持った人たちがたくさん集まったことをあまり歓迎してはいないように見える横浜市民生局の姿勢。意見をきちんと聞くとうしない姿勢には不快の念を禁じ得ません。市民不在の横浜市の姿勢には大きな問題があります。

**当事者の望むやり方!**

さて、具体的な施策についての見解ですが、今回新しく登場してきたデイサービスセンター。横浜市の説明によると地域活動ホームの事業に加えて、障害者からのニーズの多かった入浴サービスと給食サービスをこなうとの説明でした。

入浴サービスが地域で生活する時の大きな課題であることは疑う余地もありません。しかし、当事者がどのような形の入浴サービスを望んでいるかという点について、横浜市の打ち出したものとは基本的に大きなズレがあります。

もうすでに亡くなりましたが筋ジストロフィーの大変重い障害をもった青年が、その最期の時期に家庭のおふろでは入浴できなくなりました。福祉事務所は入浴車による入浴サービスをすすめましたが、その青年は拒絶しました。彼

は部屋の真ん中に浴槽がおかれ、何人も知らない人に取り囲まれて入浴するというところに大きな抵抗を感じていました。住環境整備事業もなかった時代で十分な改造もできず、彼はグループホームのおふろに入りに来ることにになりました。

また家の事情でおふろに入れない障害者が、作業所が終ったあとに介助者と一緒に銭湯に行くという事もあちこちで自然に行なわれていることです。

「おふろに入る」というニーズがある時、その中には「普通に」という希望が含まれています。からだを洗うことだけを求めているわけではありません。ところが現在行なわれている入浴サービスはいわゆる「ゆっくりおふろにでも入って一日の汗を流そうか」というような普通の入浴ではありません。どうして現在の入浴サービスを拒む人がいるのかということ、それを乗り越えるサービスとはど

のようなものなのかという検討が必要なのではないでしょうか。サービスの重要な点は本人にとって屈辱的なサービス内容になっていないかということ、そのサービスを利用した時に生活の流れを大きく変えずに利用できるかということではないかと考えます。

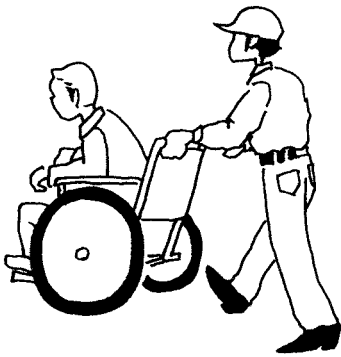
今回のデイサービスセンターでの入浴サービスは、時間ということを考えても、入浴の仕方ということを考えても普通の暮らし方とはあまりにもかけはなれているのではないのでしょうか。

また横浜市はケア付き住宅について、すでに生活技術を備えていて、介助サービスが提供されれば独立した生活を営める重度障害者に対して、効率よく介助を提供するものと位置づけているとのこと。しかし十五年後、たくさんの障害者が地域の中で生活していることを想定するならば、どこにいてもその介助に対応していける介助者派遣のシステムを基本に据え

るべきではないでしょうか。

横浜市の福祉は、この十数年間、曲がりなりにも障害者が地域の中で自然な生活を送ることを模索し、追求してきたと思います。

この流れからすれば、重要なのは、その人の住みたいところで生活を続けられるようにするための制度です。住環境整備事業の発展と、障害者の家に介助者を派遣して生活(入浴やトイレ等)を支える制度ではないでしょうか。特に後者についてあいまいな今回のプランは基本的に見直すべきであると考えます。



**活動ホーム建設  
要綱の存続を!**

また昼間の施策においては、地域活動ホームの新たな建設を廃止するとの横浜市の方向転換に大変大きな不安を感じます。

地域活動ホームは長年にわたり作業所をはじめとする地域活動の拠点として展開されてきたものです。地域活動ホームは所属をとわず、障害をとわず、地域の障害者をいろいろな形で柔軟に受け入れてきた場です。グループホームの入居者にとっても週末等の活動の場として、ここ数年少しずつ充実されて来つつあるところです。また、活動ホームは地域作業所の環境を改善することにも大きな貢献をしています。さらに今活動ホームの建設要綱を廃止するということは、これから分区分域による活動ホームはないという状態になります。まだまだ活動ホームを必要としているところがあるので

から、建設要綱を廃止すべきではありません。

横浜市がどんなに今ある活動ホームの強化を説いても、一方で新設を認めないというのでは、いつかは消え行くものという位置付けにしかならないでしょう。

**当事者の選択権の保障を!**

地域でサービスを展開する時に重要なことは、当事者の選択権の保障とサービスの質の向上という課題です。いろいろな形のサービスがあつて、さらに障害者本人が選択できるという保障があることで、サービスの質は結果的に向上します。つまり法人立のものや運営委員会形式のものがあり、双方が対等に運営していける状態を横浜市がつくってはじめて、お互いに質を高めあうことができるのではないのでしょうか。選択の場が限

(次頁へ)

られれば限られるほど、障害者本人も親も質の低いサービスにも甘んじるしかないという構造になります。これは、障害者に対する人権侵害と差別を助長するものです。

横浜市が本当に障害者本人の選択権を保障しようと考えているならば、地域活動ホームは今後も増やしていきたいつ、その内容を強化して行くべきであると考えます。

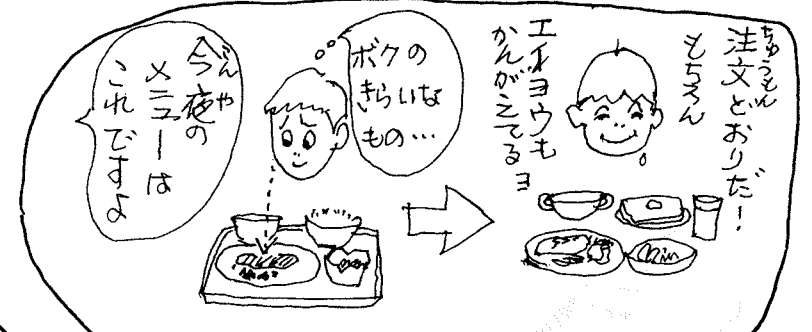
**生活が継続できる  
レスパイトを**

同じことがショートステイについてもいえます。施設でしか行なわれないショートステイは、地域性がなく、「学校に通えなくなる」「作業所に通えなくなる」といった日常生活の変化を避けることができません。障害者本人にとって、親がいない状態に加えて、生活の中身まで変わってしまうことの重大さを無視してはならないと考えます。

現在、作業所や活動ホームで自然な形で行われている取り組みを、地域の中にきちんとレスパイトサービス事業として位置づけ、援助者を派遣できるようなしくみをつくるべきではないでしょうか。

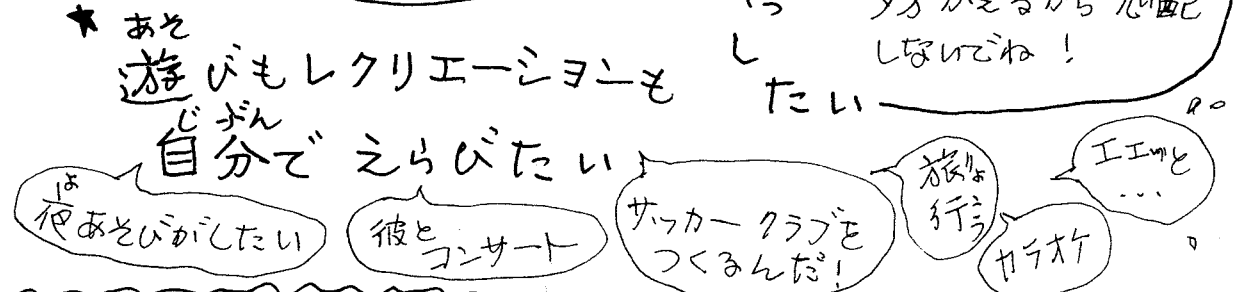
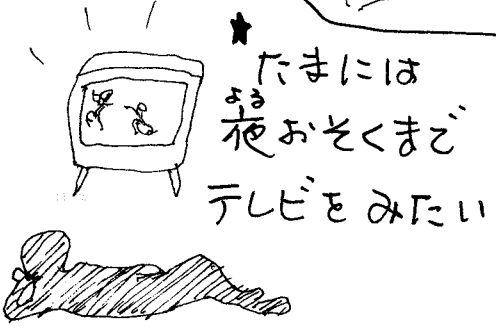
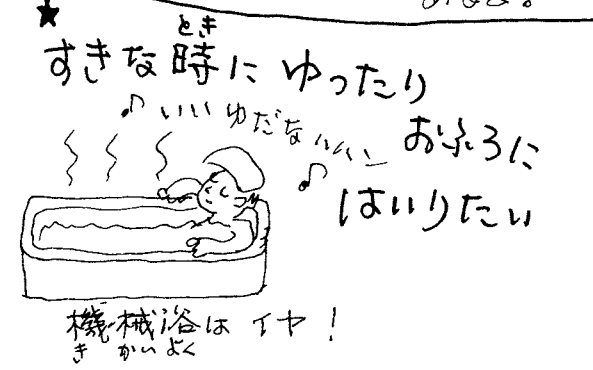
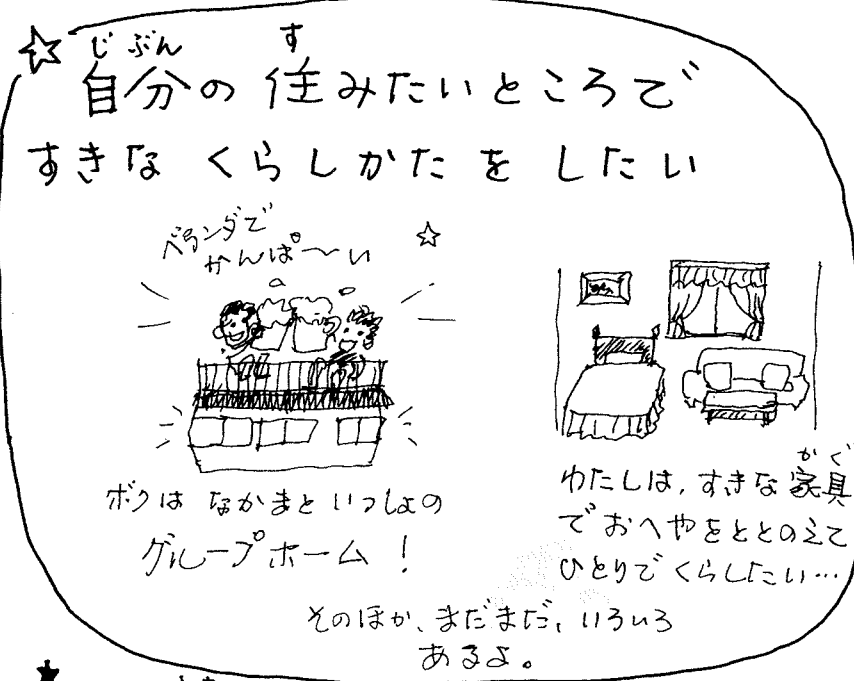
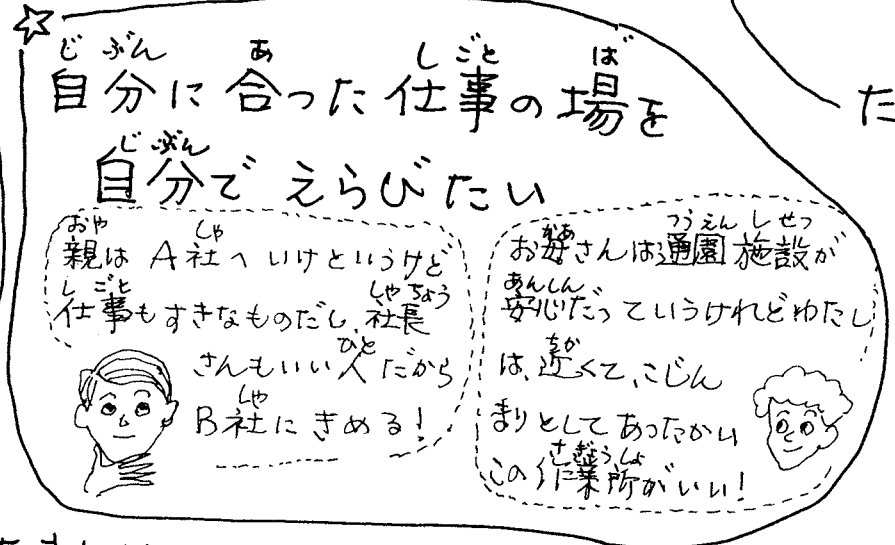
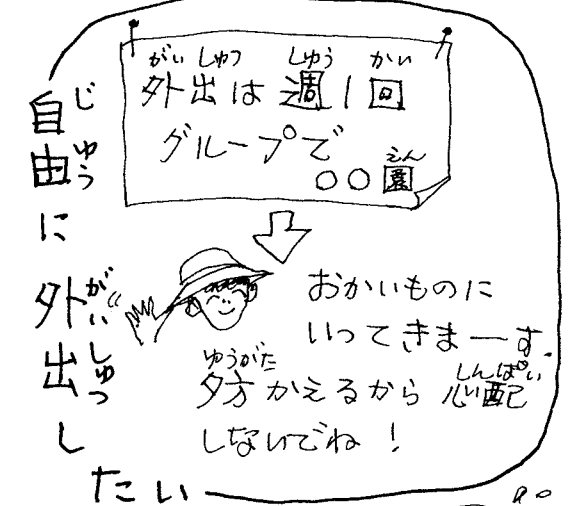
**基本計画の  
見直しを！**

二〇〇年の横浜では、障害者は地域の中で自分の暮らしたい家に住み、「その家」しかも「できるだけ自然な時間帯に」介助者が派遣されて暮らすことができる。また昼間自分の通いたいところに通える。横浜市にはそんな将来をめざしてほしいと思います。もう一度、当事者も含めて基本計画の見直しをお願いします。



わたしたちがねがうのは  
ごくあたりまえのくらし

たべたいものを たべたい



世の中の同じ年頃のわたしたちが  
ふつうに やっているように !!

ゆめはま 2010 プランは、  
こんなねがいをもつ 私たちと しっかりと 考えて下さい

# せいかい 盛(せい)会(かい)だ(だ)った(た) 第(だい)3(さん)回(かい) そうかい 総(そう)会(かい)



一九四四年七月九日、横浜ラポールにおいて第三回横浜市グループホーム連絡会総会が開かれました。今回は所属するグループホームも十七カ所にふえ、入居者、職員、運営者あわせて百名を越える人たちが出席。たいへんにぎやかな総

## こいずみくん 小泉君がんばって!!

やまね 山根 治子

今度の総会は会場も新しくできれいで、マイクを使って本格的な会議をしているように思いました。時々爆笑が入ったりしてとても楽しい部会と総会でした。

会となりました。

一時半より入居者部会と職員部会が開かれ役員改選がおこなわれました。入居者部会では立候補者四名のなかから投票によって新しい役員が選ばれました。

三時過ぎより大会議室において総会。新しくスタートしたグループホームの紹介を入居者の皆さんがしてくれました。皆さんのほりきっている様子が伝わってきてたいへん頼もしく思いました。

続いて昨年度の活動報告と会計報告。そして役員改選と今年度の活動方針が決められ、総会はそのうちに終わりました。

今年初めてダンボの小泉君が自分から入居者部会長に立候補しました。残念ながら部会長にはなれなかったけれど、副部会長になって良かったです。色々と大変ですが、副部会長の神宮さんと部会長の原田さんと力を合わせてお仕事頑張ってください。

## しよくいんぶかいちよう 職員部会長 かなべまさひこ 金辺雅彦さんに聞く



## インタビュー

## にゆうきよしやぶ かしかいちよう 入居者部会会長 原田美恵子さんに聞く

記者：部会長に選ばれ、おめでとうございます。ご感想は？

金辺：へへへ ははは こまったなあ～(ポリポリと頭をかか)

記者：これから部会でどんなことをやっていきたいですか？

金辺：みんなとなかよく。職員のありかたについて、みんなで考えたい。

記者：今回の総会についての感想は？

金辺：やはりおおぜい集ってうれしいです。みんなで力を合わせて安心してらせる、また働けるような希望がもてました。時間どおりに終わらなくて困った。(ははは……)



記者：部会長に選ばれて、おめでとうございます。感想を一言どうぞ！

原田：エへへ、やだ～、うれし～ん！

記者：これから部会でどんなことをやっていきたいですか？

原田：楽しいこと！

記者：どんなことですか？

原田：あそび／ゲームとか……

記者：今回の総会についての感想は？

原田：まあまあだった。たくさんグループホームができ、おおぜいの人があつまった。それがうれしかった。





神奈川県  
神奈川県の  
ホームヘル  
プサービス

今年度神奈川県はホームヘルプサービスの充実強化策として、「全身性障害者地域支援システム」を発表しました。

対象は①18才以上の脳性マヒ等全身性障害者で障害の程度が1・2級の単身で生活している場合、または②夫婦とも脳性マヒ等全身性障害者で介助者がいない場合。内容は今までの昼間の対応に加えて、早朝6時30分〜8時30分と準夜間6時〜9時の5時間を限度とし、毎日(三百六十五日)ヘルパーを派遣するというもの。この時間は特に介護を必要とする時間帯なので、地域での自立生活の継続と支援に資するとしています。

また、介護者を障害者自身が選任し市町村等が決定、登録、研修を行うというものです。

今回の神奈川県は障害者の立場から介護を考えたものと高く評価できます。この制度が発展すれば、障害者が自分の住みたいところで自立して生活するための強力な支援となるでしょう。

残念ながら横浜市にはこの制度は適用されません。現在、市の制度では障害者が介助者をえらぶことはできません。

障害者と一口に言ってもひとりひとり障害はちがいます。知的障害者、コミュニケーションの障害がある人、介助の難しい人にとって、馴れない人では介助者としての役割が果たせません。こういう障害者は横浜市が実施しているホームヘルプ制度は使えません。実際に生活する障害者の立場になって考えてほしいものです。



ダンボ  
山根 治子 画

このたび『グループホーム設置・運営マニュアル』が発行されました。この本は「入居者の人権を守るためのグループホームの運営」をテーマに、横浜市在宅障害者援護協会・障害者人権擁護啓発グループによって編集されました。

今年度はダンボ、ふれあい生活の家がスタートして十年目。A型グループホームが試行事業としてスタートしてから九年目になります。この十年のあゆみの中で積み重ねてきた多くのことをこれからの人たちに伝えたいというのはグループホーム連絡会の長年の懸案でした。

なかでも入居者の生活や人権を運営という側面からどうやって保障していくのかということは、何らかの形で伝えなければならぬと感じてきました。家があって、メンバーがいて、

**本の紹介**  
これからグループホームをつくらうとするみなさんへ  
障害者グループホーム  
設置・運営  
マニュアル

職員がいれば形の上ではグループホームが成り立つことになりました。しかし、家の選び方、入居者の決め方、職員の選び方、どれをとってみても、障害者の人権や自己決定を保障するという視点があるかどうかでその結果は大きく変わってきます。現在グループホームの運営に関わっている人たちも、これからグループホームを作ろうとしている人たちも、いつもそばに置いてほしい一冊です。そして時々、運営内容や自己を振り返るのに役立ててほしいと思います。

またこの冊子はまだまた未完成だと思えます。結論の出でないこともあれば、足りないこともあります。さらにグループホームの数も増え、経験の積み重ねも多くなるにつれて、この冊子の内容も充実されていくことを願っています。

発行(財)横浜市在宅障害者援護協会

### 協力会員募集!

まちの中でくらししている障害者の姿や声をお届けする機関紙「まちの中で」を発行しつづけるためにご支援をお願いします。

会費(年) 1口 2000円

振替... 00280-7-73608  
横浜グループホーム連絡会

☆協力会員になっていただいた方には機関紙をお送りいたします。

### 基金づくりにご協力を!

グループホーム運営支援基金のためにみなさまのお手元でねむっている未使用のテレフォンカード、オレンジカード、ビール券、商品券などのご寄付をお願いします。

送り先・横浜グループホーム連絡会 事務局  
〒231 横浜市中区本牧満坂10  
本牧生活の家 045-623-5318

※ ありがとうございます ( '94.4.1 ~ 6.31 ) (敬称略)

**寄付** 室津滋樹 西田幸子



**テレフォンカード** 加藤欽子 田中栄子 岩崎賢江 桑原玲子 早川美佐 紫竹照子 原田南海子 山田富也 市立高等養護学校(鈴木由紀子 尾喜曜子 倉田純男 田辺政美) 市原かね子 安田綾子

**協力会員** 佐々波幸子 加藤欽子 竹中志津子 野崎秀次 宮武都己子 深野博子 佐野英治 荒川綾子 外山弘子 奥泉真理子 早川康弼 早川美佐 山中明子 柴田洋弥 矢沢澄子 猪又久 青いりんごの会 小沢温 水越玲子 大石和貴子 岡本美代子 原谷百代 上西真一郎 岡不二枝 熊谷博子 あおぞら作業所 原田南海子 永澤利子 秋本礼子 榎守史子 河野和代 南馨 鈴木愛子 恵和学園理事長 白根新治 白川こおえ 辻田平七 熊王敬子 永田由美子 岩崎和子 加藤恵美子 森下博子 雨宮スエ子 本多敬子 岩崎賢江 藤尾孝枝 森下トキ タンポ"親"の会

**編集後記** 本7号は、2010プランに対応するため急ぎました。シリーズ「まちの中で」や新しいグループホーム紹介は次号で。編集員が少し替りました。

発行人 神奈川県身体障害者団体定期刊行物協会  
横浜市港北区島山町1752  
横浜ラポール3F  
編集人 横浜市グループホーム連絡会  
横浜市中区本牧満坂10本牧生活の家  
TEL 045(623)5318  
FAX 045(623)5319  
郵便振込番号 00280-7-73608  
名称 横浜市グループホーム連絡会  
編集責任者 室津 滋樹  
定価 100円